

1 保険料賦課の根拠

この保険料は高齢者の医療の確保に関する法律第104条、第107条、第110条及び第115条、福山市後期高齢者医療に関する条例第4条、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第4条から第22条及び介護保険法第135条及び第136条の規定により、広島県後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課するものです。

2 保険料の算出方法について

保険料は被保険者ごとに計算します。所得割額と均等割額の両方を納付します。

◎所得割額

賦課のもととなる所得(※)×所得割率で求めます。

(※)前年の総所得金額等－基礎控除※1

※1…基礎控除額は地方税法に定める方法により計算します。合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円になります。

◎均等割額

被保険者一人ひとりに同額を賦課します。

◎限度額

所得割額と均等割額の合計が80万円を超えた場合は、これ以上かかりません。

3 保険料の軽減について

所得などに応じて次の軽減措置があります。

◎所得が少ない人への軽減(申請不要)

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年中の所得の合計額が一定額以下の場合、所得に応じて均等割額が軽減されます。

◎被扶養者への軽減

制度加入前に会社の健康保険などの被扶養者だった人の保険料は所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。ただし、所得が少ない人への均等割額の軽減にも該当する人については、いずれか大きい方の割合が軽減されます。

4 延滞金

納期限を過ぎて保険料を納めるときは、未納保険料額の納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、年14.6%。ただし、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年7.

3%を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合。ただし、当該加算した割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

5 督促状

納期限を過ぎて納付がない場合は、督促状が発せられません。

6 お問い合わせ先

(1) 保険料額について

〒730-8626

広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階

広島県後期高齢者医療広域連合 TEL082-502-3010

(2) 納付方法について

〒720-8501

福山市東桜町3番5号 福山市役所

保険年金課後期高齢者医療担当 TEL084-928-1411

松永市民サービス課 TEL084-930-0402

北部市民サービス課 TEL084-976-8802

東部市民サービス課 TEL084-940-2576

神辺市民サービス課 TEL084-962-5011

沼隈支所 TEL084-980-7703

新市支所 TEL0847-52-5514

7 不服の申立てについて

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に広島県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。また、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、保険料額については広島県後期高齢者医療広域連合(代表者は広島県後期高齢者医療広域連合長)を被告として、徴収の方法については福山市(代表者は福山市長)を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、審査請求の裁決を経た後でなければ提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは裁決を経なくても提起できます。

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県庁内

広島県後期高齢者医療審査会

TEL082-513-3212